

施工体制台帳の作成等に関する取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日

1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、市にその施工体制台帳を提出することにより、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2 対象工事

下請契約を伴う全ての工事とする。

3 記載すべき内容

建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 2 に掲げる事項

4 提出する書類及び添付書類

(1) 施工体制台帳（様式 1）

添付書類

ア 下請契約を締結した建設業者が請け負った建設工事の当初契約及び変更契約の契約書面の写し

イ 下請負人が請け負った建設工事の当初契約及び変更契約の契約書面の写し

ウ 監理技術者及び主任技術者の資格を有することを証する書面

エ 監理技術者及び主任技術者が下請契約を締結した建設業者に雇用期間を特に規定することなく雇用されている者であることを証する書面

オ 専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び下請契約を締結した建設業者に雇用期間を特に規定することなく雇用されている者であることを証する書面

(2) 再下請負通知書（様式 2）

添付書類

再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

(3) 施工体系図（様式 3）

5 提出の手続

下請契約を締結した建設業者は、台帳等について記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、若しくは明らかとなった時に遅滞なく作成し、速やかに工事監督員へ提出するものとする。